

キッチンカー、お弁当販売等の広場使用案内

令和6年5月15日更新

●施設の概要

◆1日の出店可能店舗数

- 10店舗 ※うち、5店舗電気使用可（1店舗につき1,500Wまで）
- ※1店舗当たり 19.8㎡程度（目安：縦2間×横3間テント）
- ※出店位置は使用申込時に指定

◆使用時間

9:00～21:00

◆使用料

130円/日

◆電気使用料

随時金額改定があるため、申込時にお問い合わせください。

●申込み方法

◆初回は、みんなの森 ぎふメディアコスモス 施設貸出カウンターまでお越しください。

※2回目以降は、オンライン申請又は施設貸出カウンターにてお申込みください。

◆申込期間

使用日の2か月前の日から7日前まで ※先着順

◆申込みできる件数

1か月に2件まで ※1件につき最高7日まで
※使用終了以降は再度月内の使用が可能

※予約に空きがあれば、以下のような予約が可能です。

| | | | | |
|-----|-------|-----|--------------|-----------------------|
| 申込日 | 9/7 | 使用日 | 11/1 ~ 11/7 | 1件目の予約 |
| | 9/15 | | 11/9 ~ 11/15 | 2件目の予約 |
| | 11/7 | | 11/17~11/23 | 1件目の予約が使用終了のため、再度予約可能 |
| | 11/15 | | 11/25~11/29 | 2件目の予約が使用終了のため、再度予約可能 |

◎初回の受付にあたっての留意事項

- ◆販売する物や出店形態等を確認させていただき、「表明・確約に関する同意書」に同意いただきましたら審査を行い、審査が通りましたら、申込みの受付をさせていただきます。※審査には数日要する場合がございます。スケジュールに余裕をもってご来館ください。
- ◆食品を扱う場合、岐阜市保健所 食品衛生課(058-252-7194)へ必要な許可又は届出等を確認し、手続きを行ってください。その上で、営業許可が必要な場合は営業許可書の原本、届出が必要な場合は届出の控えを持参ください。
- ◆火気器具を使用する場合、岐阜中消防署(058-262-7166)へ必要な届出を確認し、使用日までにあらかじめ手続きを行ってください。

●使用の中止について

一度お電話での連絡の上、使用開始日の7日前までにオンライン申請、施設貸出カウンター、郵送、FAX、メール(要期間内必着)で、使用中止届出書を提出ください。近頃、非常に多くの申込みをいただいている状況から、中止はなるべくご遠慮くださいますようお願いいたします。

※取消期限が休館日に該当する場合は、休館日前までに申請してください。

※手続き可能期間を過ぎて届出された場合は、使用されない場合でも全額使用料(電気使用の申込がされている場合、電気使用料も含む)をお支払いいただきます。

※天災その他使用者の責めに帰すことのできない事由による取消しの場合は除きます。

●ご使用にあたっての注意事項

◆車両について

- ・広場内は、最徐行し、安全運転に努めること。万が一、車同士や施設の構造物等に接触するなどの事故を起こした場合には、速やかに申し出ること。また、広場での事故・トラブル等に関して、当施設は一切の責任を負いかねます。
- ・広場へ乗り入れることができる車両は、移動販売車等の営業用車両、又は搬入出の車両に限る。
- ・搬入・搬出するための車両は、設営・撤去後、速やかに移動させること。
- ・原則、広場に駐車する車両のエンジンは切ること。

◆設営等について

- ・許可書に記載の出店位置に許可を受けた設営物を設営すること。
- ・車両、設営物は、芝生内に乗り入れ、設置をしないこと。
- ・設営物は、ベンチや芝生、広場の使用に支障のないように設営すること。
- ・地面のタイルや設備に油汚れや傷が付かないよう、ビニールシートを敷くなどの養生をすること。
- ・設営物が突風等で飛ばないように、重りなどで固定し、風対策を万全にすること。
- ・使用后、設営物は全て撤去し持ち帰ること。汚れは掃除すること。
- ・ごみは持ち帰ること。(水や氷も広場等に捨てず、持ち帰ること)
- ・来店客用のゴミ箱を設置すること。そのゴミも持ち帰ること。

◆販売等について

- ・飲食物を提供する場合は、冷蔵保管、加熱処理など、食中毒等が発生しないよう、対策を厳重に行うこと。
- ・火気を取り扱う場合は、消火器設置など安全対策を厳重に行うこと。
- ・許可を受けた目的以外の目的に使用したり、使用の権利を他人に譲ったり貸したりしないこと。

◆使用当日の手続きについて

- ・事前に郵送する納入通知書により、指定の金融機関、コンビニ、スマートフォン決済アプリにて使用料をお支払いの上、領収日付印が押された領収証書等を施設貸出カウンターへ提示すること。
- ・使用前に、施設貸出カウンターでチェックシートを受け取り、使用終了後、記入して提出すること。
- ・広場への車両の乗り入れは、岐阜市役所南ロータリー東側のゲートより行うこと。帰りは、広場東側から出ること。(詳細は申込時に説明)

【申込み・問い合わせ先】 みんなの森 ぎふメディアコスモス 施設貸出カウンター
〒500-8076 岐阜市司町40番地5 TEL:058-265-4101 FAX:058-265-4121